

中央図書館所蔵「金沢遊郭芸娼妓関係文書」について －近代公娼制度下の娼妓と周旋業者

文芸学部文化・歴史学科 准教授 人見佐知子

1 「金沢遊郭芸娼妓関係文書」は なぜ注目されるのか？

「金沢遊郭芸娼妓関係文書」は、2018年に中央図書館に所蔵された古文書です（図1）。



図1 「金沢遊郭芸娼妓関係文書」

古書店に出品されていた同史料の購入を図書館に依頼したのは筆者です。カタログを見る限り、遊廓に関連する史料であることは推測できましたが、詳細は不明でした。中身を見て驚きました。300点以上にのぼるとみられる史料群の大半が、娼妓（遊女）・芸妓（芸者）の手紙だったからです。

筆者は、遊廓や遊廓に生きた女性たちの歴史を研究してきました。女性の歴史を研究しようとするとき、しばしば直面する困難のひとつは、女性自身が書き残した史料が少ないことです。それが、娼妓や芸妓といった社会の周縁に生きた女性たちであったならばなおさらです。そこに、かの女たちの声を直接聴

くことができる、かの女たち自身によって書かれた大量の手紙が出現したのです。

史料整理をすすめるうちに、この文書群は、小原トヨ（豊、豊子）という金沢市内で芸娼妓紹介業を営んでいた女性が残した史料であることが分かってきました¹。芸娼妓紹介業とは、娼妓や芸妓を貸座敷や料理屋に斡旋し手数料を稼いでいた業者です。周旋業者、口入れ人、女街とも称されました。

近代公娼制度は、女性たちの人身売買で成り立っていました。遊廓の女性たちは、前借金で貸座敷（妓楼）に拘束され、廃業の自由なく性を売らされていました。かつて人身売買の代金を意味した身代金（みのしろさん）を前借金と称したのは、近代的な貸借関係に見せかけることで人身売買の実態を隠蔽するためでした。前金は親などの連帯保証人が受け取り、娼妓となった娘は年期中に貸座敷で性を売った代金から返済するという契約を結ばされました。

第一次世界大戦前後、国内外の廃娼運動の高揚のなかで、人身売買から利益を上げる周旋業者を日本政府が公認していることは国際的に大きな問題となりました。にもかかわらず公娼制度を維持したかった政府は、周旋業を禁止しようとはしませんでした。

じつは、周旋業者の経営実態に関する研究はほとんどありません。その理由のひとつは、周旋業者の実態を示す一次史料がほとんど見つかっていなかったことがあげられます。「金沢遊郭芸娼妓関係文書」は、近代公娼制度下の周旋業者の史料であるだけでなく、相当部分が娼妓・芸妓自身による手紙である点に大きな特徴があります。そのため、近代公娼制度のもとに生きた女性たちの生と性の現実か

ら周旋業や近代公娼制度の歴史的特質を明らかにできる可能性をもつ史料として注目されます。

2020年、国立歴史民俗博物館で企画展示「性差（ジェンダー）の日本史」が開催されました。日本ではじめてジェンダーをテーマに日本の歴史をひもといた展示は、大きな反響を呼びました。「性差の日本史」展の柱の一つが「性の売買」でした。近代の性売買を取り上げたコーナーでは「金沢遊郭芸娼妓関係文書」から3点の史料が展示されました。以下に、その史料を紹介します。

2 「芸娼妓紹介簿」

「芸娼妓紹介簿」（1906～16年（明治42～大正5））は、小原が斡旋した女性たちを記録した帳簿です（図2）。紹介簿の作成は、石川県の規則で義務づけられており、定期的に警察の点検をうけました。記載項目は詳細で、娼妓・芸妓の名前、生年月日、前借金額、紹介料、年期、契約条件、保証人、抱主などが所定の用紙に記入されました。

「芸娼妓紹介簿」に登場する女性たちは、金沢市内の女性が多く、また、金沢市内でも貧困層が集住する地域の出身者が多いという特徴がみられます。小原は、そうした地域にほど近く、西廓（現在のにし茶屋街）や石坂

遊廓に隣接する場所に店を構えていました。都市下層に暮らし生活苦にあえぐ人々が娘を売ることによって生活をしのぐようとして頼みにしたのが、小原のような周旋業者だったのです。

また、「芸娼妓紹介簿」には、同じ女性は何度も登場し、かの女たちが頻繁に住み替えをしていたことが分かります。娼妓や芸妓が貸座敷や料理屋を移動することを住み替えといいました。住み替えは、たいていの場合、前借金を増やし、年期を延長する結果となりました。にもかかわらず、女性たちは自ら住み替えを望むこともありました。小原のもとに残された手紙は、住み替えを望む女性たちからのものでした。なぜ、かの女たちは住み替えを望んだのでしょうか。

3 娼妓「初枝」の手紙

住み替えを切望して小原に手紙を書いた女性の一人が初枝という名前の娼妓です。金沢の旧士族の家に生まれた初枝は、1911年（明治44）、18歳のとき、一家の経済的困窮から身売りし、娼妓として石川県鹿島郡七尾町常盤（尾廓、現七尾市）の貸座敷に抱えられることとなりました。前借金は650円、年期は2年半でした。初枝には姉と妹がいましたが、姉妹も前後して身売りさせられました。ほどなくして初枝は、小原に住み替えを依頼する

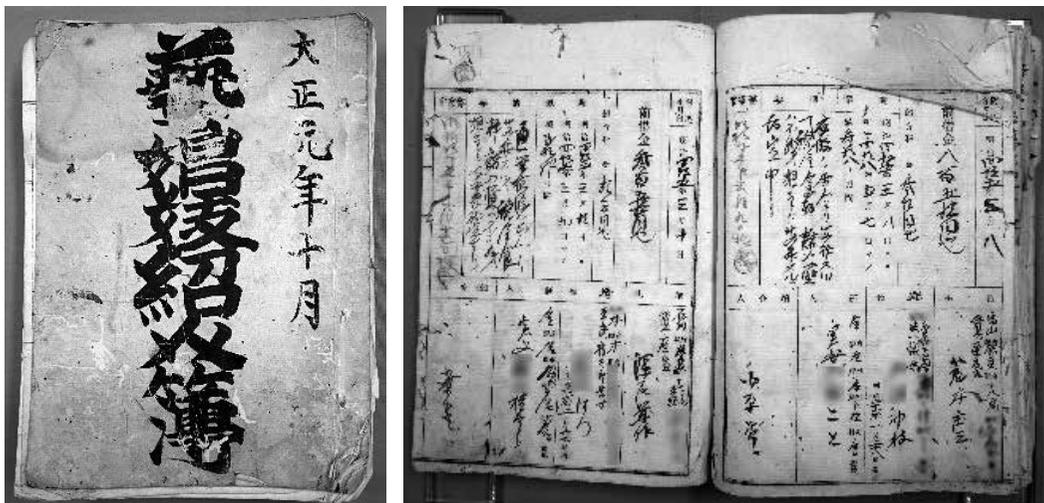


図2 「芸娼妓紹介簿」

手紙を書きました。

小原が斡旋した住み替え先は、富山県婦負郡八尾町（鏡町遊廓、現富山市）の明光楼という貸座敷でした。前借金は850円に増え、年率も3年2ヶ月となりました。しかし、ここでも初枝は、住み替えを望んで小原に何度も手紙を書くこととなります（図3）。初枝が住み替えを望む理由は、貸座敷の劣悪な待遇にくわえて、借金が膨らみ続けるのに返済の見込みが全くないことなどでした。

なぜ、初枝は借金を重ねなければならなかったのでしょうか。原因の一つは、兄の無心です。娼妓に身売りした初枝に、兄は何度も金を無心しました。そのたびに初枝は、楼主（貸座敷の経営者）に追借金を申し込んだり、着物を質に入れたりしてなんとか用立てました。身勝手な兄に憤り、悔しさをにじませながらも初枝は、兄のためなら仕方がないと諦めていました。

返済の見込みが立たなかった要因は、前借金の精算方法にありました。前借金の精算方法は時期や地域によって異なるのですが、初枝がいた富山県の遊廓では、いわゆる「年率制」とよばれる方法をとっていました。「年率制」では、年率中、貸座敷業者と娼妓のあいだで所得の配分はおこなわれませんでした。これは、年率を終えさえすれば前借金を完済したとみなすというのですが、逆にいうと、年率を終えるまで廃業の自由はありません。さらに重要なのは、年率中の稼高はすべて貸座敷業者の所得となるため、日々の小遣いや

親への送金のために追借金がかさみ、追借金を返済するためにしばしば年率の延長や住み替えを余儀なくされたことです。とくに、娼妓たちの多くは着物を自分で購入しなければならなかったため、その費用が彼女たちを圧迫しました。

初枝のもとには毎日借金取りがきて、初枝は身の置きどころがありませんでした。節季には着物の売掛金を払えず楼主に追借金を申込みますが、あまりにも借金がかさんだため、ついに楼主は応じてくれなくなりました。初枝は小原にも借金を申込みました。小原は、周旋業の傍ら金貸しもおこなっていました。初枝が前借金を増やし、年率を延長してでも住み替えを望むようになるのは、近代公娼制度のこうした搾取の仕組みがありました。

初枝は、借金を増やしてしまうのは朋輩の娼妓・芸妓たちも同様で自分だけではないと思うことで、自身をなんとかなぐさめていました。姉の登美枝は、借金と年率を増やすことを心配し、妹の住み替えに強く反対しました。けれども姉の真意を理解できずに初枝は、辛い目に合っているのは住み替えに反対する姉のせいだとして聞く耳を持ちませんでした。

そんな初枝がもっとも頼みにしていたのが周旋業者の小原でした。姉妹に身売りを斡旋することで一家の経済的困窮を救ってくれたことに恩義を感じていたからです。また、住み替えるためには周旋業者である小原が頼みの綱でした。

しかしながら、姉妹の身売りを斡旋するこ

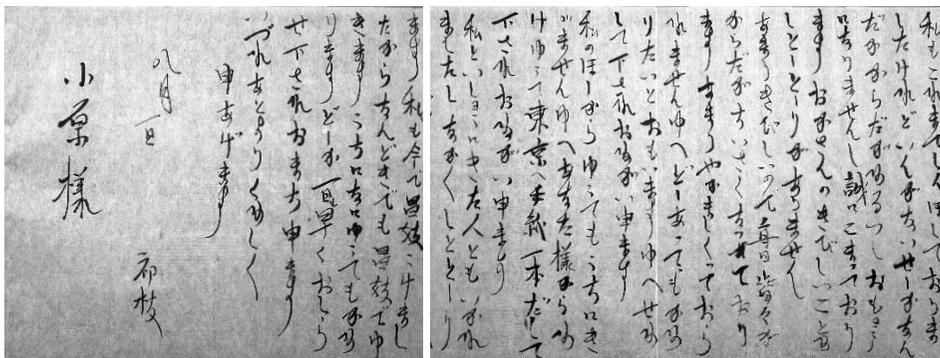


図3 娼妓初枝の手紙（部分）

とで確実に利益を上げていたのが他にもない小原であった点は見逃ごせません。小原は、初枝の住み替えを斡旋すればそのたびに手数料を得ることができました。たとえ住み替えがおこなわれなかったとしても、「年期制」のもとで娼妓は稼業を続ければ続けるほど借金が膨らむ仕組みであったので、小原は金貸しとして利益が見込めました。

手紙からは、少なくとも2回、小原が初枝に住み替え先を紹介したことが分かります。しかし、いずれも初枝の都合で実現しませんでした。最初は、紹介されたのが貸座敷業者にとって稼ぎ時である八尾の旧正月だったので、楼主にもいちおう「義理」があるし、あまりに薄情なことではできないと思った初枝が延期を申し出たために取り止めになりました。2度目は、初枝から断りました。明光楼で初枝を買った客が、住み替え先の待遇が良くないことを教えたからです。

しかし、このことで、娼妓と周旋業者が対等に交渉できたとみるべきではありません。小原は、自分に不利な情報を初枝には伝えておらず、初枝はたまたま客からそれを知りました。しかも、初枝の強い望みにもかかわらず、明光楼からの住み替えはけっきょく実現しませんでした。住み替えは娼妓の意向だけでは決まりません。じつのところ、業者に利益がなければ娼妓がいくらのもんでも住み替えはできなかつたでしょう。そもそも、住み替えることで事態が好転するとも限りません。初枝の苦痛の根底にあったのは、意思に反して性を売ることを強いる近代公娼制度そのものだったからです。

相変わらずかさみ続ける借金に苦しめられながら初枝は、明光楼で年期明けの日を迎えました。その後、小原の斡旋で金沢市石坂町の貸座敷に抱えられ、みたび娼妓となりました。「年期制」ゆえに明光楼への前借金は完済となったはずですが、追借金の返済は残っていたと考えられます。初枝のその後は不明です。

おわりに

決して得意とは思われぬ文字で懸命に綴られた手紙からは、今よりマシな境遇を求めて苦闘する芸娼妓たちの姿が浮かび上がってきます。その一方で、身売りや性売りが当然視されていた時代に、彼女たちが人身売買の担い手であった周旋業者や、前借金の慣行を合法化していた近代公娼制度そのものを批判することはたいへん困難であったこともうかがうことができます。初枝は兄のために犠牲になるのは仕方がないと思っていたし、楼主や小原に義理や恩義を感じていたからです。周旋業者や貸座敷業者にとってはまことに好都合だったでしょう。

今後、「金沢遊郭芸娼妓関係文書」の分析をさらにすすめることで、娼妓・芸妓の言葉や経験から、周旋業者や貸座敷業者がいかにして搾取の実態を隠蔽し近代公娼制度を維持し続けることができたのか、その歴史的背景を明らかにすることが期待されます。

¹ そのため、「金沢遊郭芸娼妓関係文書」は小原文書と呼ぶのが適切だと思います。「金沢遊郭芸娼妓関係文書」は古書店によるネーミングで、芸娼妓紹介業関連史料だという内容をかならずしも正確に表しているとはいえません。